Ⅲ-1　教育課程の編成の考え方

(1) 教育課程とは

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。

(2) 特別の教育課程とは

特別支援学級は小・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小・中学校の目的や目標を達成する必要があります。

しかし、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、「特別の教育課程によることができる」ことが学校教育法施行規則に規定されています。

また、学習指導要領には、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方が示されています。

小学校（中学校）学習指導要領　第１章総則　第４の２

(1) 障害のある児童（生徒）などへの指導　イ

(ｱ) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動を取り入れること。

(ｲ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

◆各教科の内容

・下学年や特別支援学校（知的障がい）の各教科の目標及び内容に替えることができます。

◆時数の取扱い

・年間の総授業時数は、小・中学校の各学年の時数に準じますが、授業の１単位時間などについては弾力的な取扱いができます。

◆各教科等を合わせた指導

・知的障がいのある児童生徒の実態に合わせて、「各教科等を合わせた指導」を行うことができます。

◆自立活動

・「自立活動」を行います。児童生徒の実態に応じて、自立活動の時間を設定したり、教育活動全体を通して実施したりすることができます。

◆教科用図書

・当該学年の教科書に代えて、他の適切な教科用図書を使用することができます。

(3) 児童生徒の実態に応じた教育課程の編成

特別支援学級では、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴等のある児童生徒が学んでいますが、「それぞれの児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているか」という視点から教育課程を編成する必要があります。

また、特別の教育課程を編成する場合においても、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっています。

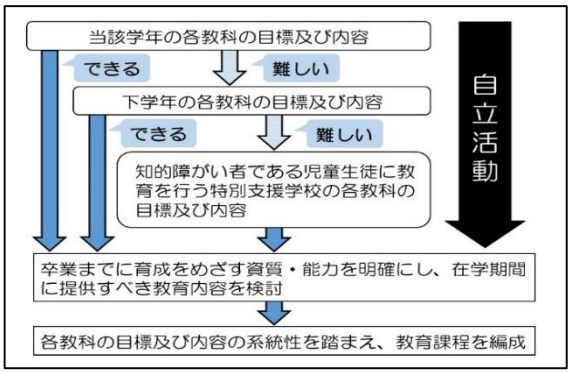

(4) 特別の教育課程の例

知的障がいのない児童生徒の場合

① **各教科の目標及び内容**

・当該学年の目標及び内容を適用するが、児童生徒の実態に応じて下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。

② **自立活動の指導**

・「自立活動」を取り入れる。

※自閉症・情緒障がい特別支援学級などで、知的障がいのない児童生徒に「生活単元学習」等の各教科等を合わせた指導を行うことはできません。

	月	火	水	木	金
1	算数	国語	算数	国語	理科
2	理科	社会	国語	社会	算数
3	家庭	図画工作	社会	体育	国語
4	家庭 / 体育	図画工作 / 音楽	外国語		音楽
5	国語	総合的な学習の時間	特別活動	理科	自立活動
6	道徳			算数	外国語

(例)自閉症・情緒障がい特別支援学級第6学年（網掛けが特別の教育課程）

知的障がいのない児童生徒には、当該学年の各教科の目標及び内容を取り扱うことになりますが、個々の児童生徒によって学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意する必要があります。

知的障がいのある児童生徒の場合

① **各教科の目標及び内容**

・下学年や特別支援学校（知的障がい）の各教科の目標及び内容に替えることができる。

② **各教科等を合わせた指導**

・必要に応じて、各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行うことができる。

③ **自立活動の指導**

・「自立活動」を取り入れる。

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導 / 自立活動				
2	国語	算数	国語	算数	国語
3	生活単元学習	生活単元学習	生活単元学習	生活単元学習	外国語
4					音楽
5	総合的な学習の時間	図画工作	外国語	体育	自立活動
6		図画工作 / 体育			特別活動

(例)知的障がい特別支援学級第6学年（網掛けが特別の教育課程）

知的障がいのある児童生徒は、学習上の特性等から、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することが効果的と言われており、従前から「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」が実践されています。

Point

学習指導要領では、各教科等における学習上の困難さに応じた指導の工夫が示されています。知的障がいのない児童生徒においては、安易に下学年の教科の目標及び内容を選択することがないよう、児童生徒の障がいの状態に応じた様々な「手立て」を工夫しながら、当該学年の教科の目標及び内容を取り扱うことについて、十分に検討する必要があります。